

消防の動き



2025
12
No.656

特報

●関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン



FDMA
住民とともに

消 防 庁
Fire and Disaster Management Agency



関係者不在の宿泊施設における
防火安全対策ガイドライン..... 4

令和7年12月号 No.656

巻頭言 「誰もが安心して暮らせるまちを目指して」

～市民の生命と暮らしを守り、未来へつなぐ『上質な生活都市』～

(熊本市消防局長 平井 司朗)

Topics

第29回JFFW交流会.....	7
令和7年秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式.....	8
令和7年度消防設備関係功労者等表彰式の開催.....	10
「第26回全国女性消防操法大会」について.....	11

マイナ救急

マイナ救急に関するお知らせ.....	13
--------------------	----

緊急消防援助隊情報

令和7年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック 合同訓練の実施について.....	15
令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック 合同訓練の実施結果について.....	17

消防通信～望楼

北アルプス広域消防本部（長野県）／恵那市消防本部（岐阜県） 泉州南広域消防本部（大阪府）／西宮市消防局（兵庫県）.....	19
--	----

消防大学校だより

消防団長科における教育訓練.....	20
消防団活性化推進コース（行政職員）における教育訓練.....	21

報道発表

最近の報道発表（令和7年10月21日～令和7年11月20日）.....	22
-------------------------------------	----

通知等

最近の通知（令和7年10月21日～令和7年11月20日）.....	23
広報テーマ（12月・1月）.....	23

お知らせ

消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします.....	24
雪害に対する備え.....	25

■ 表紙
本号掲載記事より

「誰もが安心して暮らせる まちを目指して」

～市民の生命と暮らしを守り、未来へつなぐ
『上質な生活都市』～

熊本市消防局長 平井 司朗



熊本市は九州のほぼ中央に位置し、豊かな緑と清冽な地下水に恵まれています。

この地下水は市民生活を支えるだけでなく、全国有数の農業生産を支える重要な資源であり、さらに半導体関連産業の集積を支える基盤ともなっています。

こうした地理的優位性や自然、先進性を最大限に活かしながら、「上質な生活都市」を目指し、熊本都市圏や九州全体の発展に貢献していくとともに、市民と行政が協力しながら目標実現に向けて取組を進めています。

熊本市消防局は、熊本市と益城町、西原村を含む人口約77万人を管轄し、1局・6署・15出張所・2庁舎、職員定数870人で構成されています。

「火災予防対策」「消防体制の充実」「地域の災害対応力強化」を柱に、消防行政の充実と市民の安全確保に向け、様々な施策を推進しています。

令和7年度における当局の重点取組を4点ご紹介させていただきます。

1点目は、「火災予防対策の推進」です。

昭和48年11月29日に本市で発生した「大洋デパート火災」の教訓を風化させないため、毎年11月29日を「熊本市消防避難訓練の日」として制定しました。（令和5年12月制定）

今年も、市民や事業所等の防災意識の向上を図るため、大型商業施設での総合消防訓練や防火啓発イベントの開催、更に防火に関する情報発信や啓発資料の配布など広報活動を行います。

2点目は、「救急業務の充実・強化」です。

令和6年の救急出場件数は46,580件と過去最多となり、高齢化の進展等に伴い救急需要は年々増加しています。こうした状況に対応するため、搬送情報システムの導入と#7119を拡充し、救急隊の負担軽減と医療提供体制の強化を図りました。

3点目に、「国際化への対応」です。

半導体関連企業の進出などにより、熊本県は外国人増加率・旅行者増加率とも全国トップとなるなど国際化が進む中、119番通報への対応力を高めるため、指令センターでの三者間同時通訳サービスを22言語対応に拡充し、誰もが安心して通報できる体制を整えました。

4点目は、「地域防災力の強化」です。

本市消防団は1団16方面隊87分団4,150名（R7.10.1）で構成され、団員数は平成22年の5,043人をピークに減少傾向ですが、約40年ぶりに2つの新規分団が設立されるため機械倉庫等の整備を進めています。引き続き、地域防災力の要である消防団の充実・強化への取組みを推進します。

最後になりますが、平成28年4月に発生し二度の震度7を記録した熊本地震から来年10年を迎えます。

この間、皆様からの温かいご支援により復旧・復興を着実に進めることができました。

今後も震災の経験と教訓を生かし、災害に強いまちづくりを推進するとともに、記憶の風化を防ぎ次世代へ継承してまいります。

また、頻発する自然災害や社会情勢の変化に的確に対応するため、消防車両や資機材の整備、体制強化、人材育成を図り、「上質な生活都市くまもと」の実現を目指します。

関係者不在の宿泊施設における 防火安全対策ガイドライン

予防課

1 はじめに

近年、デジタル技術を用いて労働人口減少等の様々な課題の解決に取り組む社会的な動きが加速しています。宿泊施設においては、国内外からの宿泊者数が増加傾向にあり、自動チェックインや問い合わせのリモート対応等により、従業員等が常駐することなくサービスを提供する事業形態が見られるようになってきています。

一方、不特定多数の利用客が滞在する宿泊施設は、火災発生時に逃げ遅れ等による人命危険が生じやすく、過去にも多数の死傷者を伴う火災が発生しているところであり、消火、通報及び避難をはじめとした初動対応が適切に行われない場合には、大きな人的被害につながるおそれがあります。

このことから、消防庁では、令和6年度に「予防行政のあり方に関する検討会」において、関係者不在の宿泊施設における防火安全対策について検討を行い、主に防火管理のソフト面に係る事業者の取組についてガイドラインを策定しました。

2 ガイドラインの概要

(1) 対象

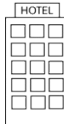
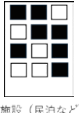
本ガイドラインの対象は、消防法施行令別表第1（5）項イに掲げる宿泊施設（同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。）で、営業時間中に施設従業員が不在となる時間帯があるものとしています。

本ガイドラインにおいて、想定する宿泊施設のタイプは右表のとおりです。

なお、施設従業員が不在とはならないものの、省人化された宿泊施設については、その位置、構造、設備の状況及び管理の状況から、消火、通報及び避難誘導等の効果的な自衛消防活動に配慮する必要がある場合には、本ガイドラインを参考に安全性の向上を図ることを推奨しています（従業員により火災を想定した訓練を実施の上、

当該従業員による対応が手薄となる初動対応（初期消火、消防機関への通報、避難誘導）について、本ガイドラインに示す対策により実効性を確保）。

表 本ガイドラインで想定する宿泊施設のタイプ

	全室タイプ	部分タイプ	小規模独立タイプ
分類	宿泊施設が建物の全て又は大半を占めているもの イメージ図 	宿泊施設が部分的に運営されているもの イメージ図  ■＝宿泊施設（民泊など） □＝共同住宅	宿泊施設が独立しており、かつ、小規模であるもの イメージ図 

(2) 防火安全対策

関係者不在となる宿泊施設においては、火災が発生した際の応急対策が適切に行われない場合、火災の早期延焼拡大、利用者の逃げ遅れ、消防機関への通報の遅れによる被害の拡大等を招くおそれがあります。

宿泊施設の管理権原者においては、当該施設に関係者が不在となることで、これらの危険性が増すことを避けるための措置を講ずることが求められます。

このような観点から、関係者が不在となる宿泊施設において講ずべきポイントとなる対策を示しました。

ア 利用者に対する情報の提供

関係者不在となる宿泊施設においては、火災発生時に利用者の安全が確保されるよう、施設情報や火災発生時の行動に関する情報を利用者に対して確実に提供することが必要です。このため、本ガイドラインでは、施設関係者が不在となる旨やその時間帯に関する施設情報、下記イ及びウに示す対策のうち利用者が安全確保のため知っておく必要のある事項を、利用者に周知することについて示しています。

なお、宿泊施設の利用開始時に、備えつけのリーフレットや館内の表示等で周知するほか、利用者が事前の段階で関係者不在となることを認識しづらい施設形態の場合には、インターネットでの予約時等に周知することを推奨しています。

写真 消防隊への情報提供のイメージ



エ 教育・訓練

関係者不在となる宿泊施設においては、火災発生時に適切な対応行動がとれるよう、定期的な教育・訓練を実施する必要があります（図2）。本ガイドラインでは、施設に関係者がいる時間帯と不在となる時間帯の双方を想定し、それぞれの時間帯における従業員に対し、ガイドラインに示す例示を参考とし、施設の実情に即した教育・訓練を実施することについて示しています。

図2 訓練のイメージ



オ デジタル技術等による実効性向上

上記アからエの対策においては、自衛消防活動や利用者の避難に有効となるデジタル技術を活用し、実効性向上を図ることが重要であり、その取組の例について示しています（自衛消防活動支援アプリ、自動火災報知設備と連動した館内のデジタルサイネージなど）。

また、外国人来訪者や障害者等の利用が想定される施設においては、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」（平成30年3月29日策定）に示す取組（図3）を進めることについて示しています。

図3 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドラインに示す避難指示の取組例



3 おわりに

宿泊施設の管理権原者は、消防法第8条の規定に基づき、平時における火気管理、消防用設備等や避難施設、防火上の構造等の維持管理、自衛消防の組織の整備、従業員への教育、定期的な訓練とともに、火災等の発生時における消火活動、通報連絡及び避難誘導の適切な実態に関する防火管理上の責任を果たすことが求められます。

本ガイドラインを活用し、関係者不在の宿泊施設における消防計画の見直しや、これに基づく教育・訓練が行われ、利用者の安全確保が図られることを期待します。

問合せ先

消防庁予防課
TEL: 03-5253-7523

第29回JFFW交流会

消防・救急課

JFFW（Japan Fire Fighting Women's club）は、全国の女性消防職員が自主的に集まり、業務に関する情報交換等を行う全国規模のネットワークです。平成9年に川崎市消防局の女性消防職員が交流会を実施して以来、定期的に交流会を開催するとともに、講演会、意見発表会などの活動を行っています。

今年は、去る10月25日（土）、岡崎市図書館交流プラザ りぶら（愛知県）において、第29回JFFW交流会が開催され、大沢消防庁長官が出席されました。

交流会では、「女性消防吏員のキャリア形成と今後の

展望～なぜ、女性消防吏員が必要なのか～」と題し、日本体育大学保健医療学部 中澤真弓教授の講演のほか、女性消防職員のワークライフバランスやキャリアプラン等をテーマとした分科会が行われるなど活発な情報交換が行われました。

昭和44年に誕生した女性消防吏員は、現在では全国で6,000人を超えるまでに増加し、適材適所の考え方のもとで、その職域も着実に拡大しています。消防庁としても引き続き、女性活躍推進に向けた様々な取組を行ってまいります。



大沢消防庁長官挨拶



交流会の様子（講演）



集合写真



交流会の様子（分科会）

問合せ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522

令和7年秋の消防関係叙勲及び褒章伝達式

総務課

【令和7年秋の叙勲】

令和7年秋の叙勲が11月3日付で発令され、全国の3,963名に授与されました。

そのうち、消防関係では、永年にわたり国民の生命等を火災等の災害から防御し、消防力の充実強化に尽力された方々計618名が受章し、11月12日（水）、ニッショーホール（東京都港区虎ノ門）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

令和7年秋の叙勲

瑞宝中綬章	1名
瑞宝小綬章	33名
旭日双光章	4名
瑞宝双光章	45名
瑞宝単光章	535名
合計	618名



梶原総務大臣政務官から受章者代表への勲記・勲章伝達（秋の叙勲伝達式）



受章者代表から謝辞を受ける梶原総務大臣政務官（秋の叙勲伝達式）

【令和7年秋の褒章】

令和7年秋の褒章が11月3日付で発令され、全国の762名に授与されました。

そのうち、消防関係では、自己の危難を顧みず人命救助に尽力された方々、永年にわたり消防機器の研究開発や製造販売業務、消防設備保守業務等に精励し、業界の発展に大きく寄与された方々、消防団員として永年にわたり消防防災活動に献身的に努力し、消防の発展に大きく寄与された方々、計107名が受章し、11月19日（水）、中央合同庁舎2号館（総務省）において伝達式を開催しました。

なお、褒章別の受章者数は次のとおりです。

令和7年秋の褒章

紅綬褒章	2名
黄綬褒章	7名
藍綬褒章	98名
合計	107名



林総務大臣から受章者代表への章記・褒章伝達（秋の褒章伝達式）



林総務大臣による式辞（秋の褒章伝達式）

【第45回危険業務従事者叙勲】

第45回危険業務従事者叙勲が11月3日付で発令され、全国の3,599名に授与されました。

そのうち、消防関係では、消防職員として著しく危険性の高い業務に精励され、消防の発展に貢献し、社会公共の福祉の増進に寄与された方々計650名が受章し、11月26日（水）、ニッショーホール（東京都港区虎ノ門）において伝達式を開催しました。

なお、勲章別の受章者数は次のとおりです。

第45回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章……………	315名
瑞宝単光章……………	335名
合計……………	650名

それぞれの伝達式では、伝達者（秋の褒章伝達式及び危険業務従事者叙勲伝達式は林総務大臣、秋の叙勲伝達式は梶原総務大臣政務官）から受章者代表へ勲記及び勲章（章記及び褒章）が手渡されました。

受章者代表から「地域住民の安全確保のため、なお一層尽力」する旨の誓いの言葉を含めた謝辞が述べられました。

式典後、受章者は皇居において天皇陛下に拝謁されました。



林総務大臣から受章者代表への勲記・勲章伝達
（危険業務従事者叙勲伝達式）



林総務大臣による式辞
（危険業務従事者叙勲伝達式）

問合せ先

消防庁総務課 表彰係
TEL: 03-5253-07521

令和7年度消防設備関係功労者等表彰式の開催

予防課

令和7年10月17日(金)に、東京都港区元赤坂の明治記念館において、「令和7年度消防設備関係功労者等表彰式」が挙行されました。式典では、大沢消防庁長官から表彰状が授与され、記念撮影も行われました。各表彰の概要は、以下のとおりです。

なお、詳細については消防庁ホームページに掲載しています。

<URL>

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/250925_yobou_1.pdf

消防設備保守関係功労者表彰

消防設備保守関係功労者表彰は、消防用設備等の設置及び維持管理の適正化を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 30名】



消防機器開発普及功労者表彰

消防機器開発普及功労者表彰は、消防機器等の開発普及を通じて、消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった方を表彰するものです。

【受賞者 29名】



消防庁長官 式辞



表彰状授与

優良消防用設備等表彰

優良消防用設備等表彰は、消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するもののうち、高度な消防防災技術により防火対象物の防火安全性能の向上に資するものを表彰するものです。

【表彰対象 1件】



問合せ先

消防庁予防課 TEL: 03-5253-7523
城取 (消防設備保守関係功労者表彰)
(消防機器開発普及功労者表彰)
寺澤 (優良消防用設備等表彰)

「第26回全国女性消防操法大会」について

地域防災室

令和7年10月28日（火）、神奈川県横浜市の横浜赤レンガ倉庫イベント広場において、「第26回全国女性消防操法大会」が開催され、約2,500人が参加しました。

全国女性消防操法大会は、女性消防団員等の消防技術向上と士気の高揚を図り、もって地域における消防活動の充実に寄与することを目的として、日頃の訓練により培った消防操法技術を競い合うものです。



選手宣誓

開会式では、主催者を代表して、高橋総務副大臣、秋本日本消防協会会長が挨拶を行いました。

本大会には、各都道府県の代表として、女性消防隊44隊が出場し、厳正な審査の結果、柏市女性消防隊（千葉県）が優勝しました。



高橋総務副大臣による主催者挨拶



競技風景

表彰式では、大沢消防庁長官から、優勝した女性消防隊に内閣総理大臣賞として賞状及び優勝旗の授与、準優勝した女性消防隊に消防庁長官賞として賞状及び準優勝旗の授与が行われました。このほか、秋本日本消防協会会長から優勝した女性消防隊等に対して、賞状等の授与が行われました。



表彰式の様子

第26回全国女性消防操法大会結果

順位	都道府県	消防隊名
優勝	千葉県	柏市女性消防隊
準優勝	福岡県	筑後市女性消防隊
準優勝	東京都	八王子市消防団女性消防隊
優秀賞	山口県	和木町女性消防隊
優秀賞	熊本県	八代市本部女性消防隊
優秀賞	三重県	津市女性消防隊
優良賞	岐阜県	高山市消防団女性消防隊
優良賞	奈良県	奈良市女性消防隊
優良賞	愛知県	安城市消防団女性消防隊
優良賞	鳥取県	境港市女性消防隊
優良賞	鹿児島県	日置市女性消防隊
優良賞	山形県	小国町女性消防隊

第26回全国女性消防操法大会優秀選手

	コース	都道府県	消防隊名	選手名
指揮者	1	千葉県	柏市女性消防隊	柏富 由美子
	2	山口県	和木町女性消防隊	米村 清美
1 番員	1	福岡県	筑後市女性消防隊	鈴木 理恵子
	2	宮崎県	椎葉村消防団女性消防隊	尾前 幸子
2 番員	1	福岡県	筑後市女性消防隊	大山 恵美
	2	新潟県	上越市女性消防隊	佐藤 未樹
3 番員	1	栃木県	宇都宮市女性消防隊	飯塚 典子
	2	山口県	和木町女性消防隊	岩岡 久美子
4 番員	1	千葉県	柏市女性消防隊	藤原 美貴
	2	山口県	和木町女性消防隊	川野 夕起恵

問合せ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室
TEL: 03-5253-7561（直通）



あなたの命を守る

マイナ救急



マイナ救急に関するお知らせ

救急企画室

1 マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行について

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行しました。

従来の健康保険証の有効期限は、最長でも令和7年12月1日で満了となり、今後、医療機関や薬局での受付時には、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」をご提示いただくことになります。マイナ保険証をお持ちでない方でも、マイナナンバーカードがあれば、マイナポータルや医療機関・薬局の受付などでマイナ保険証の利用登録が可能です。

マイナ保険証には、さまざまなメリットがあります（※以下、リンク参照）。

また、救急業務の円滑化を図るためのマイナ救急を実施するためには、傷病者のマイナ保険証が必要となります。マイナ救急により、救急搬送時に傷病者の医療情報を迅速かつ正確に確認することができるため、傷病者の負担軽減、救急隊の円滑な搬送先医療機関の選定、より適切な処置を実施することができ、さらには、搬送先医療機関での治療の事前準備ができます。

今後も、関係機関と連携しながら、マイナ保険証の利用促進に併せ、マイナ救急の認知度向上に向けた広報活動を継続して実施していきます。

※マイナナンバーカードの健康保険証利用のメリット（厚生労働省HPより）
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22682.html)

2 マイナ救急の活用事例

令和7年10月1日から全国でマイナ救急が実施されており、各消防本部からマイナ救急の活用事例を順次報告していただいております。ここでは、その一部を紹介いたします。

事例 吐血により出血性ショックの事例（一命を取り留めたケース）

通報内容：夫が貧血で動けない（帰宅した妻からの通報）
年齢性別：50歳男性
現場状況：傷病者は廊下につつ伏せて倒れた状態。
昨夜から4回の吐血があり、1年前に同様の症状でかかりつけ医療機関で手術歴があるが、病名は本人、家族を含めて覚えていない状況であった。
救急活動：初期評価からショック状態、心肺停止前静脈路確保の処置が必要であると判断。観察、処置を優先し、搬送中にマイナ救急で情報を確認したところ、手術歴から食道静脈瘤の既往があることを推測し、速やかに搬送先医療機関へ伝達した。

〈マイナ救急の有用性〉
傷病者、家族が過去の手術歴や既往歴について、詳細を把握していない状況であったが、搬送中、マイナ救急で情報を確認し、手術歴から推測される既往を搬送先医療機関へ伝達することで、搬送先医療機関での早期治療に繋り、一命を取り留めることができた。

3 広報事例

消防庁では、マイナ救急の認知度を高めるため、さまざまな媒体を活用した広報活動を積極的に実施しています。このたび、総務省が発行する広報誌「総務省」11月号において、マイナ救急に関する記事を掲載しました。記事では、マイナ救急の流れをマンガ仕立てで分かりやすく表現したものを掲載しております。また、各消防本部においても広報を積極的に展開しています。本稿では、消防本部の広報事例を紹介いたします。

今後も、関係機関と連携しながら、より多くの方にマイナ救急を知っていただけるよう、広報活動を継続してまいります。

【広報誌「総務省」11月号】



【広報誌KOBÉ11月号】※神戸市消防局



4 マイナ救急に関する「よくある質問」

マイナ救急の実施にあたり、皆さまから多く寄せられているご質問について、紹介いたします。

マイナ救急 Q&A



救急車で運ばれるような緊急時でも、マイナンバーカードの暗証番号の入力をしないといけないの？

マイナ救急の実施にあたっては、救急隊員が傷病者の顔と券面上の写真を確認し、本人確認を行うため、マイナンバーカードの暗証番号の入力は原則不要です。



救急隊員に、救急活動に関係ない個人情報も見られてしまうの？

マイナ救急に使用するシステムで救急隊員が閲覧できるのは、氏名や住所等の券面上の情報と、受診歴や薬剤情報などの医療情報だけです。税や年金など、救急活動に関係のない情報は、閲覧できません。



問合せ先

消防庁救急企画室
TEL:03-5253-7529

緊急消防援助隊情報

令和7年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練の実施結果について

広域応援室・山形県実行委員会

令和7年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練は、山形県の地域特性を反映した災害を想定し、「開催地で発生が予測される災害対応」をコンセプトに、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づく要請・出動手順を検証し、活動技術の向上、自衛隊・海上保安庁・警察・DMA T等関係機関を含めた連携活動能力の向上及び応援体制の強化を図ることを目的として実施しました。その内容については、次のとおりです。

1. 実施日

令和7年10月10日（金）・11日（土）

2. 実施場所

新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村

3. 訓練想定

(1) 令和7年10月10日8時30分、山形県内陸部の新庄盆地断層帯を震源とする地震が発生し、山形県内陸部(新庄市)で最大震度6強を観測。

(2) この地震により、新庄市を中心とする山形県内陸北部地域では、建物倒壊、火災、土砂災害等により人的・物的ともに甚大な被害が発生。

(3) 山形県内消防機関は消防相互応援協定に基づき、県内消防応援隊を出動。

(4) 山形県知事は、被害が甚大であることから、山形県内の消防力のみでは対応が困難と判断し、緊急消防援助隊の応援を要請。

4. 実施内容

(1) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

想定地震発生後に、山形県庁に消防応援活動調整本部を、最上広域市町村圏事務組合消防本部に指揮本部及び指揮支援本部を、山形県消防防災航空隊基地に航空指揮本部及び航空指揮支援本部を設置した。

初動では被害状況と自県の消防力を比較・分析し、緊急消防援助隊の応援要請等のための情報収集や手順を確認、直ちに緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、緊急消防援助隊の受入体制や部隊投入に係る調整を検証するための図上訓練を実施した。

《今後の課題等》

各機関のテーブルが離れており、ホワイトボードが本

部内の視界を遮る配置であったことから、関係機関間の被害情報の共有が十分に図れない場面があった。



消防応援活動調整本部設置運営訓練（10日）山形県庁

(2) 部隊進出及び受援対応訓練

応援部隊が、自道県が定める応援計画等に基づいて被災地へ出動し当該計画の実効性を確認する訓練を実施した。

道路寸断で陸路での進出が困難な場合を想定し、海上保安庁の協力の下、巡視船による海路での部隊輸送を行った。また、被災地消防本部となる最上広域市町村圏事務組合消防本部の指揮本部及び指揮支援本部は、応援部隊と出動途上から情報共有を図り、受援体制の検証を行った。

《今後の課題等》

道路寸断等による陸路進出困難な状況を想定し、関係機関と部隊輸送について継続して連携を図っていく必要がある。



海上保安庁巡視船による部隊進出訓練（10日）酒田港



(3) 部隊運用訓練

指揮支援部隊長の統制の下、地震に起因する災害を想定した各種訓練を関係機関と連携して実施した。

山形県消防防災航空隊や山形県警察航空隊による偵察・情報収集訓練や各航空隊による救助救出訓練、林野火災における空中消火訓練等や自衛隊等と連携し、孤立した住民の救助救出訓練を行った。

都道府県大隊は、指揮支援隊の活動統制の下、訓練項目ごとに現地合同調整所を設置し、県内消防応援隊、複数の都道府県大隊及び関係機関が連携して情報共有を図る統括的な指揮活動を実施した。

また、重機や水陸両用バギー、小型救助車等の消防庁無償使用車両の災害対応力について検証、新設部隊の情報統括支援隊、安全管理部隊及び複数県の救急隊で編成する救急特別編成部隊の運用を検証する訓練を行った。

《今後の課題等》

被災県指揮隊が現地合同調整所内の運営調整を進めるとともに指揮支援本部等で情報統制を行ったことで、円滑な情報共有を図ることができた。



毒・劇物災害対応訓練（10日）新庄市会場



土砂災害救助救出訓練（11日）第一会場

(4) 後方支援活動訓練

山形県立新庄神室産業高等学校真室川校及び真室川町総合運動公園において、拠点機能形成車及び支援車Ⅰ型等を活用したほか、屋内施設に女性隊員専用の宿営場所を設置し、女性隊員の宿営についても実践・検証した。

《今後の課題等》

山形県受援計画の検証や限られた敷地での後方支援活動を検証する貴重な機会となった。



後方支援活動訓練（10日）山形県立新庄神室産業高等学校真室川校

5. おわりに

今回の訓練は、消防応援活動調整本部、指揮本部及び指揮支援本部、航空指揮本部及び航空指揮支援本部の運用調整、関係機関協力の下、巡視船での部隊進出、関係機関と連携した合同訓練の実施、消防庁無償使用車両の活動能力検証など、昨年の山形県北部豪雨の課題も踏まえ、より実践的な訓練となるよう計画しました。

受援経験のない山形県において、緊急消防援助隊の受援や部隊運用、関係機関との連携活動における課題が明らかとなり、実災害への対応に向けた大変有意義な訓練であったと考えます。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題を踏まえ、山形県の受援計画の見直しを含めた緊急消防援助隊の応援体制の更なる充実強化に努めてまいります。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました北海道東北ブロック各道県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7569（直通）

緊急消防援助隊情報

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック 合同訓練の実施結果について

広域応援室・奈良県実行委員会

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練は、奈良県の地域特性を反映した災害を想定し、「開催地で発生が予測される災害対応」をコンセプトに、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づく要請・出動手順を検証し、活動技術の向上、自衛隊・警察・DMAT等関係機関を含めた連携活動能力の向上及び応援体制の向上を図ることを目的とし、次のとおり実施しました。

1. 実施日

令和7年10月25日（土）・26日（日）

2. 実施場所

広陵町、高取町、橿原市、奈良市、五條市、田原本町

3. 訓練想定

令和7年10月25日（土）9時00分、中央構造線断層帯を震源とする大規模地震が発生し、奈良県北葛城郡広陵町、高市郡高取町において最大震度6強が観測され、数日前からの大雨の影響もあり土砂災害等の甚大な被害が発生した。

この地震により、広陵町、高取町では、建物倒壊、土砂災害等による人的・物的ともに甚大な被害が発生した。

奈良県内消防機関は消防相互応援協定に基づき、県内消防応援隊を出動させた。また、奈良県知事は、被害が甚大であることから、奈良県内の消防力のみでは対応が困難と判断し、緊急消防援助隊の応援要請を行った。

4. 実施内容

(1) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

想定地震発生後に、奈良県庁に消防応援活動調整本部を、奈良県広域消防組合消防本部に指揮本部及び指揮支援本部を、奈良県ヘリポートに航空指揮本部を設置した。

被害状況と自県消防力を比較・分析し緊急消防援助隊の要請等により適切に消防力を確保し緊急消防援助隊の受入体制及び運用体制の構築、応援要請等に係る情報伝達、応援調整及び緊急消防援助隊の部隊活動調整等について、図上訓練を実施した。

《今後の課題等》

各機関との調整や連携の重要性について確認した。また被害情報の共有について工夫が必要であることを認識できた。



消防応援活動調整本部設置運営訓練（25日）奈良県庁

(2) 部隊進出及び受援対応訓練

応援部隊は、自都道府県が定める応援計画等に基づき、被災地へ出動し当該計画の実効性を確認した。

道路寸断で陸路での進出が困難な場合を想定し、民間フェリーを活用した海路での部隊進出を行った。また、県庁内の消防応援活動調整本部は、応援部隊と出動途上から情報共有を図り、受援体制を確立した。

《今後の課題等》

奈良県は地形上海に面していない県であり、災害発生時道路寸断状況を可能な限り明確にし、応援府県に情報共有することが重要となる。



部隊進出訓練（25日）徳島港



(3) 部隊運用訓練

指揮支援部隊長の統制の下、地震や土砂・風水害等に起因する災害を想定した各種訓練を関係機関と連携して実施した。

各種訓練想定立案に際しては、令和6年能登半島地震をはじめとした近年発生した災害に近い建物構造の設置と想定内容とした。また、大船渡市林野火災をはじめ近年増加している林野火災事案に対し、緊急消防援助隊としてより有効な活動を行うことを目的に、堺市消防局ドラゴンハイパー・コマンドユニットの参加協力のもと検証訓練を実施した。

指揮支援隊の活動統制の下、訓練項目ごとに現地合同調整所を設置し、複数の都道府県大隊及び関係機関が連携して情報共有を図る統括的な指揮活動を実施した。

救出救助訓練の実施に際しては、小型救助車、水陸両用車等多数の消防庁無償使用車両の災害対応力について検証、新設部隊である情報統括支援隊、安全管理部隊及び救急特別編成部隊の検証を実施した。



救出救助訓練（26日）メイン会場 広陵町



林野火災訓練（26日）サブ会場 高取町

《今後の課題等》

新設部隊については、指揮命令系統及び活動方針を明確にし効果的な運用を行うためには共通認識を持ち連携を図ることが必要である。

林野火災検証訓練においては、自然水利（溜め池）を使用し高低差のある道路を約400mホース延長後、放水

銃、2線4口放水した結果、十分な放水圧が確保され今後の事案対応に繋がる有益な検証を実施することができた。

(3) 後方支援活動訓練

県内3会場において、拠点機能形成車及び支援車Ⅰ型等を活用したほか、女性隊員の宿営についても実践・検討した。

《今後の課題等》

広域防災拠点としている施設を訓練会場として使用し、広い会場内での部隊配置等に対する検証を実施することができた。



後方支援活動訓練（25日）橿原運動公園

5. おわりに

今回の訓練は、消防応援活動調整本部、指揮本部、指揮支援本部及び航空指揮本部の運用調整、ヘリコプターでの部隊進出、関係機関と連携した合同訓練の実施等、より実践的な訓練となるよう計画しました。

奈良県における緊急消防援助隊の受援及び部隊運用、関係機関との連携活動における課題が明らかとなり、実災害への対応に向けた大変有意義な訓練であったと考えます。

今後、今回の訓練で得られた成果や課題を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化に努めてまいります。

最後に、本訓練開催に際しまして、多大な御協力を賜りました近畿ブロック各府県、参加各消防機関及び関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室
TEL: 03-5253-7569（直通）

県消防防災航空隊・管内消防団との合同連携訓練実施

北アルプス広域消防本部

北アルプス広域消防本部では、令和7年9月13日長野県消防防災航空隊及び大北消防協会（大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村の各消防団）と初の合同訓練を実施しました。

林野火災を想定し、当本部隊員と5市町村の消防団員が連携して、300m離れた消火栓からタンク車へ送水し、長野県消防防災ヘリコプター「アルプス」の消火バケットへ要領を確認しながら給水する連携訓練を行いました。

当消防本部と県消防防災航空隊、管内消防団が一体となった、実践的かつ有効な訓練となりました。



令和7年度恵那市消防本部小隊警防技術発表会の実施について

恵那市消防本部

令和7年10月21、22日の二日間にわたり、小隊警防技術発表会を実施しました。

本発表会は、火災現場で迅速・確実な火災戦闘及び救出活動を実施し、消防戦術に必要な知識・技術の習得を図るとともに、小隊警防活動の更なる向上を目的とし、市内各消防署から1隊3名で編成された消防隊計14隊が木造2階建て一般住宅からの出火想定で訓練成果を発表しました。

今後も訓練を重ね、警防活動技術の向上を図っていきます。



消防通信 望楼 ぼうろう

深日港フェスティバルで消防フェアを開催！！

泉州南広域消防本部

泉州南広域消防本部では、6月29日（日）に岬町の深日港で、深日港フェスティバルが開催され、岬町、岬町消防団、岬町女性防火クラブ連合会と連携し、消防フェアを実施しました。

当日、深日港フェスティバルは多くの来場者で賑わい、消防フェアにおいても、はしご車搭乗体験コーナーをはじめ、消防車両展示コーナー、住宅用火災警報器の普及啓発等を行い、防火防災の重要性を広く働きかけました。



路線バス車内で応急手当普及啓発広報

西宮市消防局

西宮市消防局北消防署山口分署では、救急医療週間に伴い、管内にある阪急バス山口営業所が運行する路線バス車内に応急手当普及啓発ポスターを掲示し、応急手当の広報を行いました。

当該バスは、本市北部地域住民の重要な交通手段で、多くの市民が利用しています。山口分署では、阪急バス山口営業所と定期的に各種訓練を実施しているほか、運転士は救急講習を継続して受講していただいております。普段の連携が実を結び、今回の応急手当普及啓発広報に至りました。



消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより



消防団長科における教育訓練

消防大学校では、消防団の上級幹部に対し必要な知識と能力を総合的に修得させることを目的として、「消防団長科」の総合教育訓練を実施しています。令和7年度は、第87期（7月28日～8月1日）と第88期（10月6日～10月10日）の訓練が行われ、それぞれの期に28名の受講生が参加し、5日間（計30時間）の教育訓練を修了しました。

消防団長科の受講者は、日頃は本業を行いながら、有事の際には地域の防災のために災害に立ち向かう消防団の幹部です。令和7年度の教育訓練には、全国各地から消防団幹部が一堂に会し、地域ごとの特性や課題について共に学ぶ貴重な機会となりました。

座学では、近年の消防団情勢や大船渡市林野火災などの直近の災害事例を題材に、さまざまな講義を受講するのみならず、それぞれの地域における災害対応や消防団員の安全管理について熱のこもった討論が行われました。校外研修では、日本消防協会の秋本会長から、消防団幹部としての理想的な姿や消防団活動の多様化、体制強化についての講話があり、消防団の職責について再認識する機会となりました。さらに、消防庁長官を始めとする消防庁職員からの講義により、最新の消防団情勢や地域防災力の充実強化に向けた取り組み事項、現状の課

題と対策、災害時の活動事例、加入促進や処遇改善、財政措置など直近の国の取組について理解を深めました。

実科訓練では、指揮シミュレーションを通じて常備消防との連携や団員の安全管理、災害現場全体を把握する重要性について学び、実火災体験型訓練では、危険物火災の性状について専門的知識及び訓練目的を理解し、異常燃焼現象の見取り訓練・輻射熱の体験訓練を実施しました。

また、消防団等充実強化アドバイザーからは、都市部と地方の違いなど地域特性に応じた団員活動や訓練についての講義、さらには、今後の課題、新規団員獲得に向けたスピーチトレーニングなど、新しい時代に即した消防団のあり方について講義が行われました。

研修を修了した受講者からは、「様々な分野が受講でき有益となった」「新しい知識を得ることができた」「改めて団幹部を自覚した」といった感想が寄せられました。

また、受講者同士の活発な情報交換が相互啓発の場となり、「様々な方と交流ができ、自分は一人ではないと改めて感じた」との声もありました。

今後、消防大学校で学んだ知識と技術を各地域で発揮し、地域住民から一層信頼される消防団づくりのリーダーとして大いに活躍されることを期待しています。



指揮シミュレーション訓練



実火災体験型訓練



校外研修

消防団活性化推進コース（行政職員）における教育訓練

消防大学校では、消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させることを目的として「危機管理防災教科・消防団活性化推進コース」を実施しています。

本コースは、行政職員向けの5日間コースと消防団幹部向けの3日間コースと2種類があり、今回は「行政職員向け」で9月8日（月）から9月12日（金）までの5日間で実施し、29名の受講生が無事その課程を修了しました。受講者の特徴として、消防職員と行政職員が混在することで、それぞれの視点・各地での取組み・それぞれの課題等について活発な意見交換が行われました。

研修は、消防庁地域防災室からの「消防団を中核とした地域防災力の充実強化」に関する講義をはじめ、先進的な取組みとして「加入促進」、消防団活動を活性化させる「常備消防の取組み」及び「教育訓練の改善」など地域実情を踏まえた取組みについて、各講師から熱意ある講義を行っていただきました。

その中でも、消防団と地域防災の講義では、「地域防災とは何か。減災とは何か。」を基礎から理解するとともに、消防大学校周辺の住宅街を受講生達が自ら歩き、町の中に潜む危険を抽出する、災害図上訓練（DIG訓練）は、残念ながら当日発表された記録的短時間大雨情報により室内での実施となりましたが、地図上で班別に話し合い

情報共有するなど、その訓練技法の修得を行うと同時に、記録的短時間大雨情報発表にかかる地域の防災意識への話も加えて講師から伺うことができました。

課題研究では、「加入促進」「処遇改善」「装備改善」「教育訓練」の4つのテーマから取組み状況や課題等を班ごとにグループワークを通して、それぞれの見地から研究と検討を重ねました。

発表では、消防庁地域防災室消防団専門官を講師に迎え、受講生からの活発な発表を通して共通する課題を情報共有することができ、課題解決の糸口になるとの声がありました。また、様々な課題解決に向けた発表内容に対し、専門官から「実行しましょう」との声かけがあり、学生は今後の困難な課題解決に向けて勇気をいただいたものと感じています。

研修を終えた学生からは、「共通の課題を抱えた全国各地から集結した受講生との実直な意見交換は、非常に有意義であり、各講義が即戦力になる内容だった」等の感想が寄せられ、充実した研修であったものと思われます。

今後は、消防大学校で修得した知識・訓練技法を生かし、ここで生まれた受講生同士の貴重な信頼関係を深めることにより、地域防災力の中核をなす地元消防団の発展のために活躍されることを期待しています。



課題研究発表



災害図上訓練（DIG）



研修修了

問合せ先

消防大学校教務部
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表（令和7年10月21日～令和7年11月20日）

<総務課>

7.11.2	令和7年秋の褒章（消防関係）	令和7年秋の褒章（消防関係）受章者は107名で、褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章2名 黄綬褒章7名 藍綬褒章98名 計107名
7.11.3	令和7年秋の叙勲（消防関係）	令和7年秋の叙勲（消防関係）受章者は618名で、勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝中綬章1名 瑞宝小綬章33名 旭日双光章4名 瑞宝双光章45名 瑞宝単光章535名 計618名

<救急企画室>

7.10.29	令和7年9月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和7年9月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
7.10.29	令和7年（5月～9月）の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和7年5月から9月までの確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
7.11.5	救急業務のDX推進に係る技術カタログに掲載するシステムの公募	消防庁では、消防本部における救急業務のDX推進を図ることを目的として、令和6年度に技術カタログを作成しました。この度、本カタログの更新を行うため、新規に掲載するシステムの公募を実施しますのでお知らせします。

<予防課>

7.10.24	火災予防啓発映像「ゆるサイと 火災・防災 再かくにん」の制作・発表	消防庁では、リチウムイオン蓄電池の火災対策や感震ブレーカーの設置を促進するため、火災予防啓発映像「ゆるサイと 火災・防災 再かくにん」を制作しました。
7.11.7	令和7年秋季全国火災予防運動の実施	令和7年11月9日（日）から11月15日（土）まで令和7年秋季全国火災予防運動が全国各地で実施されます。
7.11.12	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等について、令和7年7月23日（水）から令和7年8月26日（火）までの間、意見を公募したところ、17件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

<危険物保安室>

7.11.14	危険物取扱者試験に関する試験問題誤りの再発防止	（一財）消防試験研究センターから、同センターが実施した危険物取扱者試験において、試験問題に誤りがあったとの報告がありました。
---------	-------------------------	--

<防災課>

7.10.29	令和7年11月5日（水）に緊急地震速報の訓練を行います —訓練参加機関をお知らせします—	11月5日は「津波防災の日」・「世界津波の日」です。この取組の一環として、令和7年11月5日（水）10時00分頃に緊急地震速報の全国的な訓練を実施します。この度、訓練に参加する機関等を下記のとおり取りまとめましたのでお知らせします。
7.11.18	町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催	災害時には、短期間のうちに膨大な業務に対応・処理することが求められ、首長はリーダーシップを十分発揮し、的確な災害危機対応を行う必要があります。 そのため、町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、町村の災害対応力の向上等につながるよう、全国の町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催します。

<国民保護運用室>

7.10.29	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	長崎県及び同県長崎市、宮城県及び同県仙台市、静岡県及び同県島田市がそれぞれ国と共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、29件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。
7.11.5	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	福島県及び同県国見町が、国と共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、29件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。
7.11.14	弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施	三重県及び同県尾鷲市、愛知県及び同県大府市、高知県及び同県香南市がそれぞれ国と共同で、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施することが、以下のとおり決定しました。 また、今年度は、本訓練を含め、30件の訓練を実施する予定としておりますので、併せてお知らせします。

<地域防災室>

7.10.21	「第26回全国女性消防操法大会」の開催	女性消防団員等で構成される女性消防隊の消防技術向上と士気の高揚を図り、もって地域における消防活動の充実に寄与することを目的として、日頃の訓練により培った消防技術を競い合う全国女性消防操法大会を開催します。 全国女性消防操法大会は、昭和60年の第1回大会から毎年、平成9年以降は2年ごとに開催しており、26回目目の今大会は神奈川県での開催となります。
---------	---------------------	---



最近の通知 (令和7年10月21日～令和7年11月20日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
事務連絡	2025年10月22日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	鳥インフルエンザの発生事例について (お知らせ)
事務連絡	2025年10月24日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について
消防消第463号	2025年10月29日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	飛び火警戒要領の見直し等について (通知)
事務連絡	2025年11月7日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	既存の病院及び診療所におけるスプリンクラー設備の設置状況等について
事務連絡	2025年11月11日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	BIM 図面審査・確認申請用 CDE に関する説明会等のご案内について
消防予第496号	2025年11月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	改正火災予防条例(例)の運用等について (通知)
消防予第497号	2025年11月12日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」の一部改正について (通知)
消防予第444号	2025年11月12日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について
消防予第509号	2025年11月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	リチウムイオン電池等から出火した火災の調査について (通知)

広報テーマ

12 月		1 月	
①消防自動車等の緊急通行時の安全確保に 対する協力の促進	消防・救急課	①消火栓の付近での駐車禁止	消防・救急課
②ストーブ火災の注意喚起	予防課	②文化財防火デー	予防課
③雪害に対する備え	防災課	③住宅の耐震化と家具の転倒防止	防災課
		④全国防災・危機管理トップセミナー	防災課



お知らせ



消防自動車や救急自動車の緊急通行に対するご理解とご協力をお願いします



消防・救急課

車やバイクの運転中に緊急自動車が近づいてきたら？

車やバイクを運転中に、サイレンを鳴らし赤色の警光灯を点灯した消防自動車や救急自動車が近づいて来たら、進路をスムーズに譲ることができていますか？

消防自動車や救急自動車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く災害現場や医療機関に到着する必要がある

ります。そのため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車がより安全に通行するためには、一般車両の協力が必要不可欠です。

自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

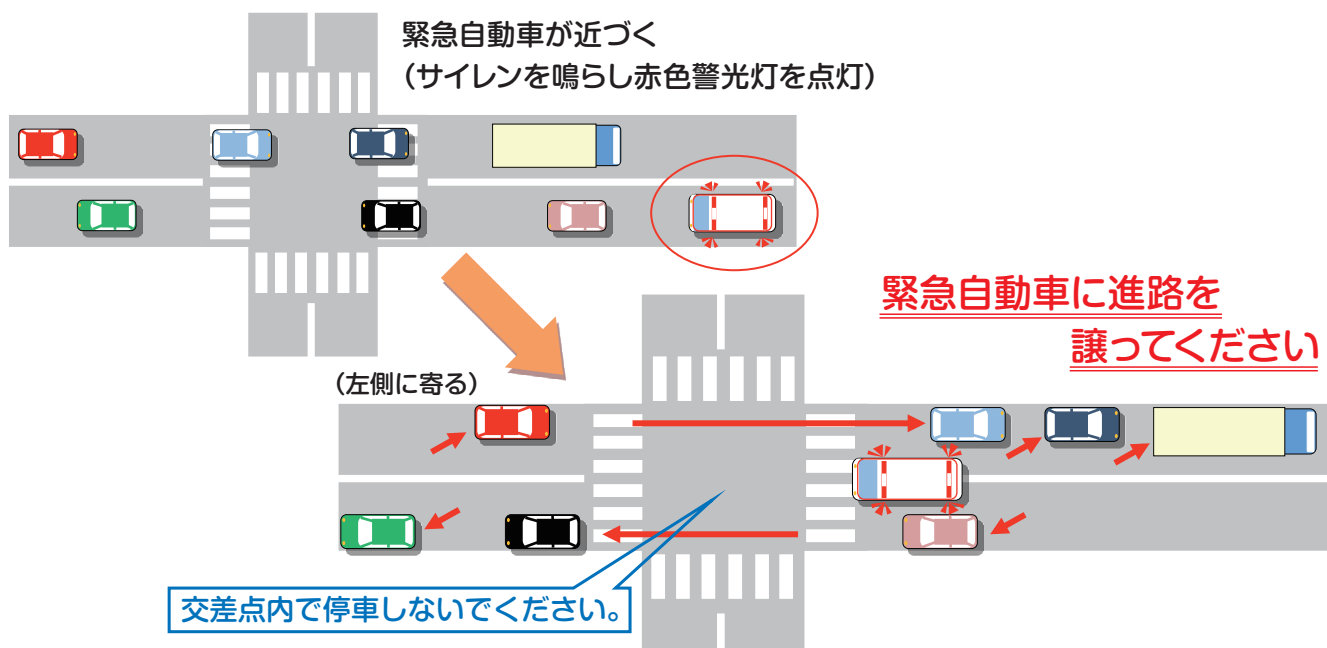


○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。



問合せ先

消防庁 消防・救急課 高野
TEL: 03-5253-7522

雪害に対する備え

防災課

今年もこれから本格的な雪のシーズンを迎えます。大雪、暴風雪等が予想される場合や除雪作業を行う場合には、以下の注意点を参考に、安全確保を心がけ、事故防止に努めましょう。

1. 大雪、暴風雪等が予想される場合の注意点

以下のポイントに注意して、安全確保を心がけましょう。

【心がけるポイント】

○在宅時の安全な過ごし方に関すること

- ・ 不要不急の外出を避ける
- ・ 懐中電灯、携帯ラジオ、食料、飲料水等を準備する
- ・ FF式（強制給排気）暖房機（※）の給排気口付近の除雪状況を確認する



排気筒周囲をこまめに点検しましょう！

※燃焼用空気を室外から給排気筒を通して取り入れ、燃焼により発生した空気を、給排気筒を通して室外に出す方式

○車両運転等に関すること

- ・ できる限り車両の運転は避ける
- ・ やむを得ず運転する場合は以下を実施する
 - ア 気象情報、道路情報等の確認
 - イ 車両の点検整備
 - ウ 防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、毛布、飲料水、非常食等の準備
 - エ スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの装着
- ・ 車両立ち往生時は以下に注意する
 - ア 一酸化炭素中毒を防止するため、マフラーの定期的な除雪や車内の換気をする
 - イ やむを得ず車を離れる場合には、ドアをロックせずキーを車内の分かりやすい場所に残す



東海北陸自動車道における立ち往生の状況（提供：国土交通省）

2. 除雪作業を行う場合の注意点

令和6年11月から令和7年4月の雪による人的被害は、死者が68名で、そのうち屋根の雪下ろし等、除雪作業中の死者が51名に上りました。

以下の項目に注意して、除雪作業中の事故防止に努めましょう。

【命を守る除雪中の事故防止10箇条】

- 作業は家族、となり近所にも声かけて2人以上で！
- 建物のまわりに雪を残して雪下ろし！
- 晴れの日ほど要注意、屋根の雪がゆるんで！
- はしごの固定を忘れずに！
- エンジンを切ってから！除雪機の雪詰まりの取り除き
- 低い屋根でも油断は禁物！
- 作業開始直後と疲れたところは特に慎重に！
- 面倒でも命綱とヘルメットを！
- 命綱、除雪機など用具はこまめに手入れ・点検を！
- 作業のときには携帯電話を持って行く！

この他にも、国土交通省において除排雪に関する各地の取組事例集が紹介されていますので、参考にしてください。
(http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000064.html)



命綱、ヘルメットを装着して作業する様子（提供：新潟県）

問合せ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

2025年度全国統一防火標語

田畑 志真

日本損害保険協会は、「防火ポスターの作成」や「自治体・離島への軽消防自動車の寄贈」を通じて、全国の防災・防火力強化を図っています。

一般社団法人
日本損害保険協会

防災に関する
情報はコチラ



後援:



総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

住宅用火災警報器は点検・交換が必要です。

住宅防火の
ポイントは
コチラ



一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2025年4月1日現在)

あいおいニッセイ同和損保/アイベツ損保/アクサ損保/アニコム損保/イーデザイン損保/AIG損保/エイチ・エス損保/SBI損保/au損保/ドコモ損保/キャピタル損保/共栄火災/さくら損保/ジェイアイ/セコム損保/全管協いわ損保
ソニー損保/損保ジャパン/SOMPOダイレクト/大同火災/東京海上日動/トーア再保険/日新火災/日本地震/ペット&ファミリー損保/三井住友海上/三井ダイレクト損保/明治安田損保/ヤママップネイチャランス/楽天損保/レスキュー損保

地震による火災は、火災保険では補償されません。地震保険で備えましょう。

消防庁ホームページ <https://www.fdma.go.jp>